

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年1月6日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	青梅市
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	116-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/7/1494.html

執行機関名 青梅市長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立幼稚園等の保育料等にかかる補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第11の項私立幼稚園等の保育料等にかかる補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	青梅市私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱第1項
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	1 目的 この要綱は、園児(特定子ども・子育て支援施設等のうち国および地方公共団体以外の者が設置する幼稚園(以下「私立幼稚園」という。)または特定教育・保育施設のうち国および地方公共団体以外の者が設置する施設に在籍する小学校就学前子どもおよび幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児をいう。)の保護者に対して補助金を交付することにより保護者の負担を軽減し、もって幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		青梅市私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱